

# 三木市公契約条例 令和5年度 労働報酬下限額一覧表

令和5年4月1日

## 1 対象工事請負契約

(単位：円／1時間)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,480	高級船員	3,140
普通作業員	2,390	普通船員	2,520
軽作業員	1,590	潜水士	4,190
造園工	2,460	潜水連絡員	3,130
法面工	2,950	潜水送気員	3,090
とび工	2,850	山林砂防工	2,860
石工	3,760	軌道工	4,300
ブロック工	3,130	型わく工	2,940
電工	2,420	大工	2,690
鉄筋工	2,700	左官	2,730
鉄骨工	2,570	配管工	2,420
塗装工	2,780	はつり工	3,090
溶接工	3,060	防水工	2,780
運転手(特殊)	2,540	板金工	2,680
運転手(一般)	2,290	タイル工	2,510
潜かん工	3,650	サッシ工	3,060
潜かん世話役	4,520	屋根ふき工	2,940
さく岩工	3,040	内装工	3,120
トンネル特殊工	4,340	ガラス工	2,850
トンネル作業員	3,080	建具工	2,650
トンネル世話役	4,610	ダクト工	2,560
橋りょう特殊工	3,500	保温工	2,870
橋りょう塗装工	3,420	設備機械工	2,820
橋りょう世話役	4,270	交通誘導員A	1,740
土木一般世話役	2,830	交通誘導員B	1,400

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、手伝いを行う者については、1,020円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

なお、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、該当最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。

## 2 対象委託契約

(単位：円／1時間)

労働報酬下限額
1,020円

(注) なお、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、該当最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。